

(1) の2 法第34条第1号関係（公共公益施設）

主として当該申請地の周辺の市街化調整区域に居住している住民が利用する公益上必要な建築物であって、次の要件を満たすもの。

- ア 予定建築物の用途及び目的は、次の（ア）及び（イ）に該当するものであること。
- （ア）次のaからcまでのいずれかに該当するものであること。
- a 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校又は義務教育学校（以下「小学校等」という。）
 - b 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設のうち、利用者が通所により利用する施設（当該施設の利用者が一時的に入所する施設を併設するものを含む。以下「通所系社会福祉施設」という。）
 - c 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所又は同法第2条第1項に規定する助産所（以下「診療所等」という。）
- （イ）自己業務用であること。
- イ 予定建築物は、主に当該開発区域の周辺の市街化調整区域内において居住している者が利用し、かつ、継続的に営業できるものであること。
- ウ 予定建築物は、既存集落内又は既存集落と連たんする土地に存すること。ただし、予定建築物の用途がアの（ア）のaの小学校、中学校若しくは義務教育学校又は通所系社会福祉施設のうちアの（ア）のaの小学校又は義務教育学校の敷地内に併設される放課後児童健全育成事業に供する施設でやむを得ない場合は、この限りでない。
- エ 予定建築物の敷地面積は、1,000㎡以下であること。ただし、予定建築物の用途が小学校等、通所系社会福祉施設のうち保育所又は既存建築物を活用する通所系社会福祉施設（福祉担当部局が本市の福祉施策の観点から申請地への立地が必要不可欠との判断を行い意見進達がなされるものに限る。以下「既存建築物を活用する通所系社会福祉施設」という。）である場合若しくは予定建築物に係る施設運営に不可欠な職員駐車場を当該予定建築物の近接地に確保することができないため当該予定建築物の敷地内に必要最小限の職員駐車場を設置する場合（当該職員駐車場を除いた予定建築物の敷地面積が1,000㎡以下である場合に限る。）は、この限りでない。
- オ 予定建築物の延べ面積は、保育所を除く通所系社会福祉施設又は診療所等にあつては400㎡以下とし、その他の施設にあつては業務内容に見合った適正な規模であつて、当該業務の用に直接供する部分及び当該業務に付属する部分で構成されることとする。ただし、予定建築物の用途が、既存建築物を活用する通所系社会福祉施設である場合は、この限りでない。

カ 予定建築物の高さは、10m以下（国道及び県道（以下「国道等」という。）の沿道又は敷地が狭小である等のやむを得ないと認められる場合にあっては、15m以下）であること。ただし、予定建築物の用途がアの（ア）のaの小学校、中学校若しくは義務教育学校又は既存建築物を活用する通所系社会福祉施設である場合は、この限りでない。

キ 当該施設の設置及び運営は、国及びその他の行政庁の定める基準に適合し、かつ、安定的な経営確保が図られていること。

ク 他の法令等による許認可等が必要な場合は、当該開発行為をしようとする者がその許認可等を得られる見込みがあること。